

銀行取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第1条 お取引いただける方 当社と取引ができるお客さまは以下の要件をすべて満たす方のうち、当社が認めた方に限ります。</p> <p>(1) 満<u>20</u>歳以上の個人であること</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p> <p>第2条~第11条 (省 略)</p>	<p>第1条 お取引いただける方 当社と取引ができるお客さまは以下の要件をすべて満たす方のうち、当社が認めた方に限ります。</p> <p>(1) 満<u>18</u>歳以上の個人であること</p> <p>(2) ~ (4) (現行通り)</p> <p>第2条~第11条 (現行通り)</p>
<p>第12条 通帳(お取引明細書)、残高証明書の発行</p> <p>1. お客さまが<u>書面による取引明細または残高証明を希望される</u>場合には、当社所定の方法によりご依頼ください。当社所定の方法により通帳(お取引明細書)または残高証明書を発行し、お客さまが当社に届け出た住所に郵送いたします。なお、当該通帳(お取引明細書)または残高証明書の対象となる取引の時期については、これを制限する場合があります。</p> <p>2~6 (省 略)</p>	<p>第12条 通帳(お取引明細書)、残高証明書の発行</p> <p>1. お客さまが<u>取引明細または残高証明の書面による発行を希望される</u>場合には、当社所定の方法によりご依頼ください。当社所定の方法により通帳(お取引明細書)または残高証明書を発行し、お客さまが当社に届け出た住所に郵送いたします。なお、当該通帳(お取引明細書)または残高証明書の対象となる取引の時期については、これを制限する場合があります。</p> <p>2~6 (現行通り)</p>
<p>第13条~第15条 (省 略)</p>	<p>第13条~第15条 (現行通り)</p>
<p>第16条 解約、取引の制限</p> <p>1~2 (省 略)</p>	<p>第16条 解約、取引の制限</p> <p>1~2 (現行通り)</p>

現行	改正
<p>3. お客さまについて次の各号のいずれかが生じた場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、ただちに取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約できるものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(3) ~ (20) (省 略)</p> <p>4 ~ 6 (省 略)</p> <p>第17条~第23条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. お客さまについて次の各号のいずれかが生じた場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、ただちに取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約できるものとします。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 仮差押<u>え</u>、保全差押<u>え</u>、または差押<u>え</u>の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(3) ~ (20) (現行通り)</p> <p>4 ~ 6 (現行通り)</p> <p>第17条~第23条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>